

教 育 評 価 報 告 書

(平成13年度着手分)

新潟大学大学院法学研究科

平成14年4月

新潟大学評価委員会

対象組織の現況

大学院法学研究科は、平成11年度に「法政コミュニケーション専攻」(以下、法コミ専攻)を開設し、法学専攻と法コミ専攻の2専攻体制が採られている。

(1)学生数は、平成11年度に法コミ専攻が開設されたため、増員されている。それ以前の法学専攻1専攻体制では入学定員12名(収容定員24名)であったが、平成11年度以降、これに法コミ専攻の6名を加えた数となった(平成12年度現在で収容定員36名)。具体的には、以下のとおりである。

| | | | |
|--------|----------------|------------|-------------|
| 平成9年度 | 学生総数(現員) = 38名 | | |
| 平成10年度 | 44名 | | |
| 平成11年度 | 58名 | 法学専攻 = 47名 | 法コミ専攻 = 11名 |
| 平成12年度 | 64名 | 法学専攻 = 47名 | 法コミ専攻 = 17名 |

また、特別聴講学生については、国外の交流協定締結校から受け入れており、その期間と人数は以下のとおりである。

| | |
|-------------------|---------------|
| 平成8年第2期～平成9年第1期 | 2名(中国・北京大学2名) |
| 平成9年第2期～平成10年第1期 | 2名(中国・北京大学2名) |
| 平成10年第2期～平成11年第1期 | 2名(中国・北京大学2名) |
| 平成11年第2期～平成12年第1期 | 2名(中国・北京大学2名) |
| 平成12年第2期～平成13年第1期 | 2名(中国・北京大学2名) |

なお、研究生及び科目等履修生については、非正規学生であるため、以下では詳細は述べない。

(2)教員数は、1専攻体制を採っていた平成10年度までは、法学研究科の教員は法学部の教員によって構成されていたので、学部と同数である。

平成11年度以降は、学際的・統合的な教育・研究体制を採る法コミ専攻を開設するにあた

(大学院法学研究科)

って、他学部の教員 1 名を兼任教授としている。

各年度 5 月 1 日現在の在職数は以下のとおりである。

平成 9 年度 59 名

平成 10 年度 61 名

平成 11 年度 58 名 法学専攻 35 名 法コミ専攻 23 名

平成 12 年度 58 名 法学専攻 35 名 法コミ専攻 23 名

教育目的及び目標

(1) 教育目的

法学研究科は、昭和50年4月、基礎研究を中心とした学術研究を推進するとともに、研究者の養成及び高度の専門能力を有する人材を養成するという役割を担うものとして設置された。その後、現代社会の国際化、情報化、多様化に対応して、教育研究の一層の総合化・学際化・高度化を図りながら、法学・政治学における国際的視野と協調性を具え、法律実務及び政策立案・企画調整に当たっての高度な専門的知識・能力を有する人材（企業法務担当者、国内外の公務員、準法律家・法律家等）の養成を教育の基本目的としている。

(1) 学生受入の基本方針

国際化、情報化、法化する社会の多様なニーズに対応し、学部から直接進学してくる一般学生のほか、国内外に広く門戸を開放して、社会人や留学生など経歴・動機・進路の異なる、多様な学生を受け入れる。

(2) 教育内容及び方法の基本的な性格

法学・政治学の専門教育を実施するとともに、国際化、情報化、地域化に対応した学際的、統合領域的な教育を行い、学生の多様な経歴・動機・進路に応じた教育方法を採用する。

(3) 養成する人材像

地域の教育拠点として、国際化、情報化、地域化、法化社会で活躍する高度な専門能力を身につけた人材を養成する。

法学専攻は、国際的な視野の中で、法解釈能力を具え、人権感覚に溢れ、公正かつ公平な判断のできる人材の養成を行う。法コミ専攻は、高度化・複雑化した社会的紛争の法廷外における解決及び紛争予防を担うことのできる説得能力・交渉能力・政策立案能力を有する人材を養成する。

(2) 教育目標

1. 国内外から多様な学生を受け入れるため、多様な入試制度を実施する。
2. 社会人や留学生など経歴・動機・進路の異なる学生に対し、14条特例による授業時間の弾力化や複数指導教官制による教育指導体制の充実など、教育方法・指導方法の面で配慮する。
3. カリキュラムを整備するとともに、外国人や法律実務家による講義を開設して国際化・法化に適合的な教育を実施する。

項目別評価結果

1. アドミッション・ポリシー（学生受入方針）

ここでは、アドミッション・ポリシーの設定、周知・徹底状況、それに沿った選抜試験の実施状況を、教育目的及び目標に照らして評価する。

特色ある取組・優れた点

大学院法学研究科は、従来の法学専攻（入学定員12名）に加え、11年度に法政コミュニケーション専攻（入学定員6名）が増設され、現在この2専攻からなる。研究科設置当初、教育目的はやや抽象的ではあったが、その後改組を通じて、「法学・政治学における国際的視野と協調性を具え、法律実務及び政策立案・企画調整に当たっての高度な専門的知識・能力を有する人材の養成」を教育目的に掲げて現在に至っている。また上の目的のもとに3項目からなる教育目標が設定されている。

多様な学生の受入に努力している点は学部と同じだが、とくに研究科では、社会人特別選抜によって、生涯学習の継続希望者や高度専門職業人の志向者などへの対応が十分になされている。また、9月と翌年2月の二回の入学試験を行うことによって、受験生に対して機会を広く保障している。

改善を要する点・問題点

努力にもかかわらず、法政コミュニケーション専攻の志願倍率は高くはなく、この問題の原因はきちんと調査する必要がある。

貢献の状況（水準：7）

取組は教育目的及び目標の達成に大いに努力している。

2. 教育内容面での取組

ここでは、教育課程と授業編成が、教育目的及び目標の実現にかなうものであるかを評価する。

特色ある取組・優れた点

授業は専攻共通科目（課題研究・特殊研究・その他）、法学専攻科目、法政コミュニケーション専攻科目からなっている。それぞれの専攻科目には、講義（特論に相当）と同名の演習がある。課題研究は必修科目で、論文指導のための科目である。

学生は所属する専攻の科目を10単位以上履修しなければならない反面、専攻以外の科目も12単位まで履修することができる仕組みになっており、他研究科の科目も8単位までは修了要件として認定される。

授業はおおむね少人数で行われるため、授業内容にも学生の要望を反映させやすいという利点がある。

改善を要する点・問題点等

13年度から14年度に向けて、さらに斬新な改革が進行中とのことであるが、高度専門職業人の養成という教育目的や目標に即した教育内容を、一層具体化させていく必要がある。また学生のなかには生涯学習の継続を希望する者もいるが、今後このような学生に対して、別のメニューを用意する必要がある。

専攻共通科目中の特殊研究の位置付けが不明確である。また、この開講数や講義題目が年度ごとにまちまちで、開講の規則性がないことは、学生にとって不利益が生じる。

貢献の状況（水準：7）

取組は教育目的及び目標の達成に大いに努力している姿がうかがえる。

3. 教育方法及び成績評価面での取組

ここでは、教育方法及び成績評価の実施状況、工夫・改善が、教育目的や目標に合致しているかについて評価する。

特色ある取組・優れた点

主指導教員（1名）と副指導教員（2名）からなる研究指導委員会が、各学生ごとに設けられ、論文をはじめとする研究指導に当たっているほか、生活を含めた教育相談には、学務委員長と大学院担当の学務委員が対応している。

(大学院法学研究科)

学生にはその他にも、大学内外の研究者が集まる共同研究会が用意されている。

改善を要する点・問題点等

報告書には、成績評価面での取組には全く言及がなかった。取組がなかったとすれば、改善が必要である。

共同研究会の開催状況はどの程度なのか。公開・非公開いずれか。そこに学生はどのような形で関与しているのか。研究会の成果はどのようにしてまとめられるのか。ただ学生の視野拡大に有益であるといったような、消極的な意味しか持っていないわけではないと思うのだが、もう少し具体的なデータが欲しい。

貢献の状況 (水準：6)

取組は教育目的及び目標の達成のために、努力しているようである。

4. 教育の達成状況

ここでは、学生が身につけた学力や育成された資質・能力、修了後の進路状況などから判断して、教育目的及び目標がどの程度達成されたかを評価する。

特色ある取組・優れた点

修了後の進路だが、対象となった4年間については、就職者31名中ほぼ半数の15名が公務員、大学の教職員・司法書士・研究所職員(6名)を合わせれば21名で、3分の2が高度専門職業人となっている。進学者は16名で、ほとんどは本学の大学院現代社会文化研究科への進学である。

改善を要する点・問題点等

2年間での学位取得率は、最高で78%(12年度入学)、最低で57%(11年度入学)とけっして高くはない。留学による期間延長は致し方ないにせよ、社会人の場合、2年間で学位論文を執筆できるような工夫に加えて、個別の事情に応じて長期在学コースの導入などの検討が必要である。

高度専門職業人の養成には一定の成果を収めていることは理解できるが、この範疇のなか

には、「法律家」も含まれているはずである。就職者の中に国家試験の合格者はいなかったのか。またそのような人材を生み出すという教育目標やその実現のための教育は、どうなっているのか。これらの諸点は、報告書に記載がない。

貢献の状況（水準：7）

取組は教育目的及び目標の達成のため、大いに努力しているようだが、なお改善の余地がある。

5．学生に対する支援

ここでは、学生の学習や生活に関する環境や相談体制の整備状況、及び学生に対する支援が適切に行われているかを評価する。

特色ある取組・優れた点

学務委員会室に委員長が常駐するほか、学生相談員の教員が生活一般の相談にのる体制が完備している。ほかにも学生の交通事故対策に学務委員会が、またセクシャルハラスメントの問題には男女平等委員会のもと、女性教員がセクハラ相談員として対応できる仕組みになっている。

就職相談や指導は就職委員に委ねられており、就職ガイダンスの開催などを担当している。

改善を要する点・問題点等

学生の生活相談体制は十分整っていると言うが、この体制で具体的にどのような対応ができたか、報告書には記載がない。また13年度から教員が面談時間を設けるとあるが、この制度の導入を早急に行うべきである。

項目4とも関連するが、国家試験の受験希望者へのケアなどは研究科としてなされていないのか。

貢献の状況（水準：7）

取組は、教育目的及び目標の達成に大いに努力しているようだが、なお改善の余地がある。

6．教育の質の向上及び改善のためのシステム

(大学院法学研究科)

ここでは、組織自身として教育活動の実施状況や問題点を把握し、教育の質の向上及び改善への取組に結びつけるシステムが整備され機能しているかについて評価する。

特色ある取組・優れた点

自己点検・自己評価はもちろんのことながら、外部評価にも積極的に取組んできた点は高く評価できる。

教育向上・改善のため、複数のFDチームを早くから立ち上げ、活動してきた実績もある。

改善を要する点・問題点等

報告書からは、点検や評価の結果をどのようにフィードバックするのか、あるいはしたのか、は全くと言っていいほどわからない。

学生による授業評価アンケートの実施・集約と合わせて、課題はまだ残っている。

これはFDチームも同じで、具体的にどのような成果を上げてきたのか、公表する必要がある。

貢献の状況(水準：6)

向上及び改善のシステムについては、努力しているようだが、なお検討の余地を残している。

総合的評価結果

大学院法学研究科は、法学専攻の他に法政コミュニケーション専攻という全国的に見てもきわめてユニークな専攻を立ち上げ、高度専門職業人の養成という教育目的の達成に取り組んでいる。

またここに到るまで、法学部と同じように、私費外国人留学生や社会人の受入れも積極的に推し進めてきた。その結果、修了後の就職先は公務員をはじめとして高度専門職業人と呼ぶにふさわしいものであり、留学生も帰国後、学習成果を生かした職場に職を得ているケースが多く、国際的にも貢献していると言って良いだろう。

ただし教育目的とは別に、多様な学生（進学者・社会人・留学生などなど）の多様な要望に十分に応えることは決して簡単なことではないはずである。社会人だけを取り出してみても、既に高度専門職業人として在職している者と、夜間主コースから生涯学習を継続したい者がいる。このような多様な学生を受け入れるのであるから、教育課程と教育内容の点検の必要性はその分高くなる。

とすれば、自己点検・自己評価や外部評価もさることながら、学生の要望を効果的に吸い上げるシステムを構築する必要がある。

また法律家も高度専門職業人である以上、研究科をあげて国家試験への取組を、就職指導とも関わらせながら、積極的に推し進める必要もあろう。

その反面、大きな期待と深い関心が集まった法政コミュニケーション専攻の志願者倍率の低さに象徴される停滞は、その原因を明確にする必要がある。単に宣伝不足にとどまらないもっと本質的な原因があるかどうかを調査する必要がある。

評価結果の概要

1 . 項目別評価の概要

1) アドミッション・ポリシー

生涯学習の継続希望者や高度専門職業人の志向者などへの対応や，9月と2月の年2回の入学試験実施など，多様な志願者に対して複数の機会を提供している。

2) 教育内容面での取組

授業は共通科目や専攻科目などからなるが，他専攻や他研究科の開講科目の履修も認められている。また授業はおおむね少人数で行われる。

3) 教育方法及び成績評価面での取組

学生ごとに研究指導委員会が組織され，研究指導に当たっている。また，学生は共同研究会に参加することができる仕組みになっている。

4) 教育の達成状況

修了者のうち就職者は就職先や業種などから，三分の二が高度専門職業人となっている。また，進学者の進学先のほとんどは，本学の大学院現代社会文化研究科である。

5) 学生に対する支援

交通事故対策やセクシャルハラスメント対策には，それぞれ学務委員会と男女平等委員会が取組んでいる。就職相談と指導は就職委員が担当する。

6) 教育の質の向上及び改善のためのプログラム

自己点検・自己評価，学部評価に積極的に取り組んできた。FDチームも早くから活動してきた。

2 . 総合的評価の概要

法学専攻とともに，法政コミュニケーション専攻というユニークな専攻を立ち上げ，高度専門職業人の養成という目的の達成に尽力してきた。また，私費外国人留学生や社会人の受入れにも一貫して積極的に取り組んできた実績がある。ただ多様な学生を受け入れる以上，教育内容や教育方法もその分多様にならざるをえないだろうから，さまざまな困難がともなうものと思われる。学生の要望も当然多様であろうから，それを吸収しつつ，法科大学院の立ち上げに代表される改革・改善に向けて，一層の努力が待望されるところである。